

# 令和3年第12回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年12月21日(火) 午前9時30分～11時10分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (10名)

1番	豊増 文夫	2番	坂元 兼一
3番	山内 美千代	4番	前野 浩司
5番	田畑 和成	6番	赤崎 敬一郎
7番	小西 義彦	8番	南原 美奈子
9番	吉留 義晃	10番	池山 準一

(2) 推進委員 (22名)

11番	下市 博彰	12番	甫立 浩二	13番	野間 菊昭
14番	山崎 博文	15番	久保 貴政	16番	轆轤 直樹
17番	内村 正二	18番	三腰 修一	19番	竹井 好博
20番		21番	濱田 誠	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	満園 和徳	25番	
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	下境田 公治
32番	楠元 伸一	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	小坂 和良				

(3) 職員 (6名)

事務局長	出水 隆
局長補佐兼農地係長	松山 明浩
農地係主幹	山下 順子
農地係主事	上西 雅人
農政課農業振興係主事	永江 優理
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (一名)

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (8件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条許可申請について (2件)
- (3) 議案第3号 農業振興地域内農地利用計画の変更案に係る意見について (2件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について (48件)
- (5) 議案第5号 非農地証明願について (1件)
- (6) 議案第6号 非農地判断について
- (7) 議案第7号 さつま町農地利用最適化推進委員の選任について

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和3年第12回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。  
それでは、本日の出席人員報告をいたします。  
本日は、全員の出席で定足数に達していますので、総会は成立しております。  
また、推進委員25名のうち、20番長野委員、25番栗野委員、28番大迫委員から、欠席の申し出があり、22名の出席をいただいております。  
以上で出席人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。  
本日の議事録署名者の指名をいたします。  
議事録署名者は、1番豊増文夫委員、2番坂元兼一委員をお願いいたします。  
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。  
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  
　　　　　　　(なしの声あり)  
無いようですので、会務報告を終わります。  
  
それでは、1ページ議案第1号「農地法第3条許可申請について」の1ページ12-1番から2ページ12-8番までを議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 　　　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明  
12-1番  
所在：時吉字 [ ] ，地目：田，農振農用地区域内，面積 [ ] m<sup>2</sup>，  
所有権移転の売買  
12-2番  
所在：時吉字 [ ] ，地目：田，農振農用地区域内，面積 [ ] m<sup>2</sup>，  
所有権移転の売買  
12-3番  
所在：湯田字 [ ] ，地目：田，農振農用地区域内，面積 [ ] m<sup>2</sup>，  
所在：湯田字 [ ] ，地目：田，農振農用地区域内，面積 [ ] m<sup>2</sup>，  
所有権移転の売買  
12-4番  
所在：久富木字 [ ] ，地目：田，農振農用地区域内，面積 [ ] m<sup>2</sup>，  
所有権移転の贈与  
12-5番  
所在：久富木字 [ ] ，地目：田，農振農用地区域内，面積 [ ] m<sup>2</sup>，  
所在：久富木字 [ ] ，地目：田，農振農用地区域内，面積 [ ] m<sup>2</sup>，

所在：久富木字 [ ]，地目：田，農振農用地区域内，面積 [ ] m<sup>2</sup>，  
所在：久富木字 [ ]，地目：畑，農振農用地区域内，面積 [ ] m<sup>2</sup>，  
所在：久富木字 [ ]，地目：畑，農振農用地区域外，面積 [ ] m<sup>2</sup>，所有権移転の贈与

12-6 番

所在：久富木字 [ ]，地目：畑，農振農用地区域外，面積 [ ] m<sup>2</sup>，所有権移転の贈与

12-7 番

所在：中津川字 [ ]，地目：畑，農振農用地区域内，面積 [ ] m<sup>2</sup>，  
所有権移転の売買

12-8 番

所在：中津川字 [ ]，地目：畑，農振農用地区域内，面積 [ ] m<sup>2</sup>，  
所有権移転の売買

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを  
満たしていると判断し提案いたします。

議長 　　ただ今の議案説明に関連しまして，担当推進委員の方から，補足説明を  
お願いします。

11 番委員 　12-1，12-2 について補足説明します。どちらとも境界進入路，用排水に  
ついては，何ら問題はありませんでした。

議長 　　12-3 番お願いします。

13 番委員 　12-3 番について説明します。渡人の [ ] さんは， [ ] 在住です。2,3 年  
前に母親の介護に帰ってこられていて，その時に農地を処分したいとい  
うことでいろいろ話がありました。大部分は売買ということで終わっている  
のですが，今回， [ ] さんの家の近くに 2 枚あり，以前から [ ] さんが耕  
作されていまして，境界，進入路とも問題ありませんでした。無償でもい  
いとのことであったようですが，それではいけないということで売買とな  
ったようです。

議長 　　12-4 番，5 番，6 番お願いします。

21 番委員 　12-4 について説明します。受人の [ ] さんが以前から [ ] さんの農地を  
耕作されていまして， [ ] さんから譲渡するという話があったようです。  
境界等も問題もなく，しっかりとしており問題はありませんでした。

12-5 について説明します。渡人の [ ] さんと受人の [ ] さんは親戚  
で， [ ] に在住の [ ] さんが帰ってくることはないだろうということで，土  
地を譲りたいということで譲渡されることとなりました。境界等もはっき  
りして進入路も問題ありませんでした。

次に 12-6 です。渡人は [ ] さんですが，この方の実家の隣が受人の [ ]  
さんということで，家の方は， [ ] さんが管理されていたのですが，  
畑も付随しているとのことで，今回畑の方を [ ] さんに譲渡するとい  
うことで今回申請となったようです。境界，進入路等問題ありませんでした。

議長 　　12-7 番，8 番お願いします。

33 番委員 受人の■■■■さんですが、住所が柏原になっていますが、元々は■■■■で、茶業を営んでいらっしゃる■■■■さんの息子さんです。渡人の■■■■さんと■■■■さんは、土地は持っていらっしゃるようですが、全然農業をされていないということで、今回この売買となったようです。両方の畑とも、進入路、境界もしっかりしていましたので問題ないと思われます。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。  
(なしの声あり)  
無いようですので、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の12-1番から8番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の12-1番から8番は、許可することに決定いたします。

次に、3ページ議案第2号「農地法第5条許可申請について」の12-1番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第5条許可申請について」12-1番について説明  
所在：田原字■■■■，地目：畑，農振農用地区域外，■■■■㎡のうち87㎡，地種：第2種農地，形態：転用，用途：進入路，施設：進入路，申請事由：申請地を譲り受け（売買）農地以外の土地の一部を一体的に利用して進入路を設置したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

15 番委員 申請地は、現場を見に行ったところ、緩やかな高土手で、果樹が植えてあります。その一部分を歩道にするということです。■■■■さんについては、後継者もなく、良ければすべて購入してほしかったとのことでした。工事によって、畑に影響が出ることは無いと思われまます。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。無いようですので採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の12-1番について、承認することに賛成の方

は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の12-1番については、許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の12-2番を議題といたします。

なお、4ページの議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は、関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の12-2番について説明

所在：柏原字 [REDACTED]，地目：畑，農振農用地区域内，[REDACTED] m<sup>2</sup>，

所在：柏原字 [REDACTED]，地目：畑，農振農用地区域内，[REDACTED] m<sup>2</sup>，

所在：柏原字 [REDACTED]，地目：畑，農振農用地区域外，[REDACTED] m<sup>2</sup>，

地種は農振除外された場合：3筆とも第1種農地と判断

形態：転用，用途：メダカ養殖場用地，施設：メダカ養殖場，施設面積：ハウス3棟330.1 m<sup>2</sup>，申請事由：申請地を譲り受け(売買)，メダカ養殖場を設置したい。

関連部分の4ページ 議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番説明

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

27番委員

渡人の [REDACTED] さんですが、数年前に病気になり現在は [REDACTED] に在住です。 [REDACTED] さんは借家の庭先でメダカの養殖をされています。現在2万匹ぐらいで、ここを購入された場合は、数を増やし、出荷ができるようになるということです。資料では、ハウスが2棟となっています。今借家のところに1棟はあるのですが、それを移設される予定です。もう1か所のところは、トロ箱といいますか、箱を並べて、メダカを養殖されるということです。境界等については問題ありませんでした。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明

総合意見としまして、許可相当。ただし、申請地について農用地区域からの除外決定があった場合に限る。

なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。本件につきましては、農振除外後は第1種農地となる案件であることから、県の常設審議委員会に意見聴取を求める案件であります。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

12 番委員 このメダカ養殖場の用排水はどのようになっているのでしょうか。排水については、私も前職の時に地元水利組合から合併浄化槽の放流水であっても窒素分は、中々取り除けないということで、取水口では、苗が大きくなったり、穂が入らなかつたりとクレームを受けた覚えがありますが、メダカと言えども餌をやったり、糞をするということは当然あるかと思いますが、そのあたりについてはどのような取扱いになっているのかお尋ねします。

事務局 被害防除計画書によりますと、汚水、生活雑排水は「なし」となっています。用水については、公共水道、地下水くみ上げと記載があります。雨水排水につきましては、水路放流、自然流下ということで伺っています。

12 番委員 その排水の方に、下の方についてはほとんど水田に利用される用水になっていると思うのですが、それがやがては川内川に流れているのですが、その辺はそれでもよいのでしょうか。田んぼの方は、確かバランスゲートや下流部には取水施設もあると思いますがどうなのでしょう。

事務局 雨水排水についての記載はそのようになっています。養殖の中で使用する水については、特に排水としていなかったところです。

12 番委員 田んぼの用水に使っても問題ないということで良いのでしょうか。

事務局 排水につきましては、申請人に確認を取っていませんでしたので、今後、下流に水田があるということで注意を施すということでよろしいでしょうか。

議長 今回の回答でよろしいでしょうか。この件については、事務局のほうで再度確認するという事をお願いします。ほかにありませんか。

6 番委員 転用をするわけですがけれども、転用をしなくても良いのでは。ま言えば、畑に塗って新しいものができるということではなくて、メダカのそこでハウスを造ってやられる。まあ、転用をするということは、雑種地とかに地目が変わるわけですがけれども、変わった場合、今度は、成功はしてほしいのですが、「事業がよくなかった」ということになった場合、この土地は、例えば宅地として使う、いろいろな用途として使える、農地としては戻らないということになっていくのかなと思うのですが、となり近所の隣地に問題がなければこれでいいと思うのですが、もしそうなった場合、「なんで許可をしたのか」ということもあるのではということで、畑のままでも、メダカの養殖はいけないのかなと思ったのですが、その辺をお聞きしたいです。

事務局 考え方として、本案件から離れていただいて、飼料作物のロールで考えていただきたいです。よく、飼料作物を作って、ロールをそこに転がしていらっしゃるのですが、その場合、ロールを回収して、またそこで飼料作物を作るということで、そこに常時ロールがあるわけではないので、その場合特に転用は必要ではないのですが、中には、そこで飼料は作らず、ずーっとロール置場にしたいと言うような場合には、転用の許可を取ってくださいとお願いしているところです。それと同じように考えますと、メダ

カ置場として耕作をするものではないということであるならば、農地転用の許可を受けるべきとしているところであります。今回は、ここで耕作されることは無いということ農地転用の手続きを取っていただきました。

議長 今の説明でよろしいですか。他にございませんか。

1 番委員 先ほど 12 番委員から質問があったわけですが、先日書類審査をしたわけですが、委員が疑問に思っておられるような意見もなかったし、考えもなかったわけですが、今日そういうことを聞かれると、水量的には大したことは無いから、私的には良いとは思いますが、もし、将来そういうことが起きたら、許可した農業委員会の責任となれば今回ははっきりするまで保留しても良いのではないのでしょうか。

議長 ただいまの意見は、排水の件で保留したらとの意見ですが、先ほど事務局の説明等を聞いてですね、皆さんどのように判断されるかになるのですが、いかがでしょうか。

9 番委員 はい、現地調査をされた推進委員の方の意見も聞いたほうが良いのではないのでしょうか。

27 番委員 現地調査をしたのですが、何ら問題はないと言いましたが、排水については、用排水路が通っています。メダカの場合、合併浄化槽の場合も許可を出していますが、今、生活排水も流入しています。メダカの糞が入ったから問題があるようには思えません。排水に関しては大丈夫であると感じています。

議長 今のところは、そのような感じは受けられないということですので、皆さんどうでしょうか。

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 12-2 番について、農振除外を条件として許可することに賛成の方、併せて議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、農振除外を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 12-2 番については、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。

なお、本件は、農振除外後は第 1 種農地となる案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

事務局 先ほど、承認の議決をいただいたわけですが、委員から指摘があったとおり、申請者に対しましては、本日の会議の中で、排水について心配される意見があった旨を伝え、何らかの対策を考えていただきたいと伝えておきます。

議長 次回の総会の時に内容をお知らせしたいと思います。

次に、5 ページ議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表について事務局の説明をお願いします。

事務局  
議案第4号「農用地利用集積計画について」の5ページ農用地利用集積計画書、6ページ集積計画総括表について説明

議長  
それでは、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。

本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が2件ありますので、その案件を先に審議いたします。

10ページ12-7番を議題といたします。

農業委員の退室をお願いします。{農業委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の10ページ、12-7番について朗読及び説明

議長  
ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の12-7番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定12-7番については、妥当とすることに決定いたします。

農業委員の入室をお願いします。{農業委員入室}

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の22ページ12-30番を議題といたします。

推進委員の退室をお願いします。{推進委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の22ページ、12-30番について朗読及び説明

議長  
ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の12-30番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定12-30番については、妥当とすることに決定いたします。

推進委員の入室をお願いします。{推進委員入室}

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の7ページから31ページの農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の7ページから31ページの農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件



について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、32 ページ議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第5号「非農地証明願について」説明

所在：湯田字 [REDACTED]，地目：畑，農振区域内，[REDACTED]㎡，判定地目：山林，利用状況：耕作放棄地

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果をお願いします。

12-1 番をお願いします。

13 番委員

12-1 について説明をいたします。資料をご覧ください。場所は、湯田温泉街から鶴田に行く旧町の境付近の道路沿いで、周辺は竹林と杉に囲まれた農地で30年ほど前から耕作はされていなかったようです。現況は、完全な竹林ですので問題はないと思われま

議長

ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「非農地証明願について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、「議案」その他ですが、委員の皆様より「議案」はありませんか。

(なしの声)

事務局より、「令和3年遊休農地現地調査による非農地判断について」と「さつま町農地利用最適化推進委員の委嘱について」の2件を議題とした旨の申し出がありました。

まず、議案第6号として「令和3年遊休農地現地調査による非農地判断について」を議題とします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第6号、「令和3年遊休農地現地調査による非農地判断について」説明

議長 ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
 （なしの声あり）  
 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号「令和3年遊休農地現地調査による非農地判断について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
 （全員挙手）  
 全員賛成ですので、議案第6号「令和3年遊休農地現地調査による非農地判断について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に議案第7号として「さつま町農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。  
 事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第7号「さつま町農地利用最適化推進委員の委嘱について」議案を読み上げ説明

議長 ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
 （なしの声あり）  
 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号「さつま町農地利用最適化推進委員の委嘱について」承認とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
 （全員挙手）  
 全員賛成ですので、議案第7号「さつま町農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、承認とすることに決定いたします。

ほかに、事務局より、何かありますか。  
 （ありません。）  
 無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。  
 次に、会次第6の「その他」で、事務局より事務連絡はありませんか？

（事務局より連絡事項あり）

事務局 ・鹿児島県農業委員会大会について（2/1開催）  
 ・全国農業委員会会長代表者集会「要望書」について

議長 ただ今の事務局からの説明について何かありませんか。

24番委員 ・活動記録について、タブレットの導入の検討を。

議長 ほかにありませんか。

12番委員 ・副町長あいさつ、杉苗採穂場について

議長 ほかにありませんか。

担い手支援係長 ・農地中間管理事業報告

議長 ほかにありませんか。無いようですので、以上をもちまして令和3年第12回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員